

## ■長期収載品に係る選定療養費のお知らせ

令和6年度診療報酬改定により、令和6年10月から、長期収載品といわれる後発医薬品のうち、要件にあつた長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費（自費）として、患者さんに負担いただくこととなりました。

- 「長期収載品の選定療養」の範囲は、後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品が対象となります。
- 保険給付ではない為、消費税が上乗せされます。
- 外来患者さんが対象で、入院患者さんは対象外です。
- 選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1を薬剤料に変換した上で算定します。
- 注射剤も対象です。
- 公費負担患者も対象となります。
- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。

広島県厚生農業協同組合連合会  
吉田総合病院 病院長